

令和3年度 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習について

1. 受講対象者

- (1) 5人以上の障害者が勤務する国及び地方公共団体の事業所（以下「選任義務事業所」という。）であって新たに相談員を選任する必要がある事業所において、相談員として選任が予定される職員のうち、資格認定講習を受講する必要がある者
- (2) 選任義務事業所において、既に相談員として選任されている職員のうち、資格認定講習を受講する必要がある者
- (3) 上記（1）と（2）に準ずる者

2. 日時及び会場

【第1回】定員40名

〈1日目〉令和3年5月24日（月）

茨城県市町村会館 大会議室 （水戸市笠原町978-26）

〈2日目〉令和3年5月25日（火）

茨城県立水戸高等特別支援学校 （水戸市下大野町6212）

※1日目と2日目の両日受講することが必要です。

※第2回は10月以降を予定しております。

3. 講習内容、カリキュラム等

別紙のとおり （2日目の見学は任意参加となります）

4. 受講料

無料

5. 資格認定講習カリキュラムの全てを終了できなかった場合の取扱い

体調不良等やむを得ない事情により、資格認定講習カリキュラムの全てを修了できなかった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 受講できなかった科目が複数ある場合は、次回以降に受講した時点で修了したものとする。ただし、受講可能期間は翌年度末までとする。
- ② 受講できなかった科目が1つの場合に限り、当該科目の出席時間が所定時間の8割以上である場合は、当該科目を受講したものとみなす。

- ③ 受講できなかった科目が1つの場合に限り、当該科目の出席時間が所定時間の8割未満である場合は、受講者は当該科目の内容に関する自習レポート（任意様式）を資格認定講習実施日から概ね1か月以内に提出し、その内容が当該科目の内容を理解していることが確認される場合は、当該科目を受講したものとみなす。

6. 受講申込み方法

様式第3号「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習受講申込書」によりFAXまたは郵送にてお申込ください。（受講申込書は茨城労働局ホームページ、イベント情報よりダウンロードできます。）

【申込受付期間（第1回）】

令和3年4月5日（月）～令和3年4月30日（金）

【申込書送付先】

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31

茨城労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当

（FAX）029-224-6279

※お申込いただいた事業所には郵送により受講可否のご連絡をいたします。

（第1回）は令和3年5月14日（金）までに郵送によりご連絡しますが、万が一連絡がない場合は、茨城労働局職業安定部職業対策課障害者雇用担当へお問い合わせください。

なお、多数の申込みがあった場合は、各受講希望者の受講必要性を総合的に判断して受講の可否を決定しますので、ご了承願います。

問合せ先

茨城労働局職業安定部職業対策課
障害者雇用担当
〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31
（TEL） 029-224-6219